

## 職員配置基準の見直しの検討項目案

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
① 措置費の一般分保護単価に含まれていながら、最低基準に明記されていない直接処遇職員を明記。	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師・児童指導員・保育士の1歳児1.7:1、2歳児2:1、3歳以上児4:1による配置</li> <li>定員10人以上20人以下の加算(保育士)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員45人以下の児童指導員又は保育士の1人加算</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>母子指導員の20世帯未満1人、20世帯以上2人</li> <li>少年指導員の20世帯未満1人、20世帯以上2人の配置</li> <li>保育所に準ずる設備のある場合の保育士30:1による配置(最低1人)</li> </ul>
② 措置費で全施設が加算対象とされていながら、最低基準に明記されておらず、配置実績が高い直接処遇職員を明記。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭支援専門相談員の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児加算(看護師を乳児1.7:1)</li> <li>個別対応職員、家庭支援専門相談員の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別対応職員、家庭支援専門相談員の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別対応職員、家庭支援専門相談員の配置</li> </ul>	
③ 措置費で一定以上の要件の施設が加算対象とされているものについて、最低基準で要件を付して明記することが適当かつ可能である直接処遇職員を明記。	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理療法が必要と認められる親子10人以上に心理療法を行う場合における心理療法担当職員の配置(※)</li> <li>個別対応職員の配置(定員20人以下を除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理療法が必要と認められる児童10人以上に心理療法を行う場合における心理療法担当職員の配置(※)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>心理療法が必要と認められる児童10人以上に心理療法を行う場合における心理療法担当職員の配置(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理療法が必要と認められる母子10人以上に心理療法を行う場合における心理療法担当職員の配置(※)</li> </ul>

※心理療法担当職員は、大学で心理学を専修する学科を修めて卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の者とする。

施設設備基準の見直しの検討項目案

	児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームの居室	乳児院の寝室、養育専用室	母子生活支援施設の母子室
<p>① 居室面積について、最近の施設整備の実態を踏まえつつ、住生活基本法の最低居住面積水準を参考に、基準を見直す。見直し後の基準は、今後新設、増築又は全面改築される居室に適用</p>	<p>1人3.3㎡→4.95㎡                      (ただし、児童養護施設の未就学児のみの居室は1人3.3㎡)</p> <p>※ 最低居住面積水準における「就寝・学習等」の10歳以上(1人分)の面積を参考に、基準を設定。</p> <p>※ 児童養護施設における最近の施設整備(建築年度が平成16年度以降)においては、7歳以上の居室で4.95㎡未満が10%であるのに対し、0～6歳の居室で4.95㎡未満が47%であることから、未就学児のみの居室については3.3㎡とする。</p> <p>※ 施設整備費補助の居室面積は、児童養護施設9.0㎡</p>	<p>1人1.65㎡→2.47㎡</p> <p>※ 3～5歳児も入所できるため、最低居住面積水準における「就寝・学習等」の3～5歳(0.5人分)の面積を参考に、基準を設定。</p> <p>※ 施設整備費補助の寝室面積は、3.3㎡</p>	<p>1人概ね3.3㎡→1室30㎡</p> <p>※ 母子室に台所が96%、浴室が53%、便所が79%設置されている実態(平成20年度施設整備実態調査)を踏まえ、また、母子2人・3人が全体の9割であることから、最低居住面積水準において母子2人・3人の場合(3～5歳児1人又は2人)のときの住戸専用面積が30㎡であることを参考に、基準を設定。</p> <p>※ 母子2人・3人が全体の9割であることから、母子室の中に調理設備、浴室及び便所が含まれることを明示。(母子室外における調理場、浴室及び便所の義務的設置は取り止める。)</p> <p>※ 施設整備費補助の母子室面積は、36.3㎡/世帯</p>

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
② 居室定員について、最近の施設整備の実態を踏まえつつ、基準を見直す。見直し後の基準は、今後新設、増設又は全面改築される居室に適用		<p><u>15人以下→4人以下</u> (ただし、未就学児のみの居室は1室6人以下)</p> <p>※ 児童養護施設における最近の施設整備(建築年度が平成16年度以降)においては、0～6歳の居室で4人以下のものは53%、6人以下のものは81%であることを踏まえ、未就学児のみの居室については6人以下とする。</p>	<u>5人以下 → 4人以下</u>	<u>15人以下→4人以下</u>	
③ 家庭支援専門相談員の配置等に伴い、相談室の設置を追加	相談室の設置を追加	相談室の設置を追加	※ 相談室は現在規定済み	相談室の設置を追加	相談室の設置を追加

## その他の検討項目

○乳児院における「養育の内容」、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設における「生活指導」等についての表現の検討

○乳児院の規定中における「幼児」が含まれることの明確化

・「乳児」→「乳児又は幼児」(第24条を除く。)

○母子生活支援施設の母子指導員の名称変更

・「母子指導員」→「母子生活支援員」

○母子生活支援施設の関係機関との連携規定の見直し

・「必要に応じ」に係らない連携先に学校、児童相談所を、「必要に応じ」に係る連携先に児童家庭支援センター、婦人相談所を規定

○児童自立支援施設の長の資格要件における「児童福祉事業に従事した期間」に、本庁児童担当課等の職員期間が含まれることの明確化